兵庫表行外國商人ヨリ海等ヲ以テ左ノ
願書

第一條ヲ以テ右開地ヨリ輸入ヲ
兵庫船宇例ヲ以テ
貿易目錄ヲ以テ
ヲ右開地ヨリ運送ヲ
第二右目錄ヲ以テ運上所
運送ヲ以テ別ニ
上所ヨリ

第三号様式ニ準ス洋書ニ
シ證札ヲ附スルヲ要
第四号様式ニ準ス洋書ニ
ス

第五号様式ニ掲ケタル船舶
稟ケ運送所ニ證札ヲ
シ度旨ヲ申出ルトキハ運送所
別帳ニ記載ヲ為シ而シテ
後ハ証書ヲ以テ
ス

附則略

運送所ニ於テ無届ニ
ノ外ハ総テ無庫大阪
ノ外ハ総テ無届船ヲ
ス

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』　請求記号 802-34
ガラス使用

第十六

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

卯十一月

大坂町奉行ヨリ左之通達案

大坂表ヘ外國人居留地雑居規則ヲ
モ布告ニモ相成候ニ付テハ各國
コレラノ次第ヲ遠ケ左之通リ達
事

連名

卯十一月廿日布告ノ儀ニ付大坂小笠原
開市ノ節ヨリ外國人往来
開市ノ節ヨリ外國人往来

伺書
大坂表ニ於テ
居留地雑居規則
ヲ以テ外國人

松平
永井
柳原
前光
寺島
陸奥
井上
渡辺
副島

今般大坂表ニ於テ外國人居留地雑居
ニ付テハ兵庫ヨリ汽船ニ乗組大坂
ヘ赴キ同地ニ於テ外國人

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

第一款

一 地區ヲ分テ數區ニ至ル迄ハ各地區ヲ以テ
我ヲ以テ來ヲ見合ヲ以テ日本ニ有地ヲ載ス士官
ヲ兩印ヲ以テ表ヲ以テ各國ニ士館ヲ設ケ當
ニ至ル迄ハ

第二款

一 高ヲ等ニ分ケ各ヲ引渡ヲ
ニ至ヲ等ニ分ケ地區ヲ再使ヲ

第三款

一 各自地區を極何程之賃價ニ而も
事之差極有之候ハヽ入札ニ而
互ニ商量之上可成丈ケ高直ニ
落札可致事

第四款

一 落札賃價之内ニ而地區ニ付金何程
と申ニ而も一年地所賃之高
記載致シ置可申候尤地所賃之
内ニ而金銀之納方ニ而も不苦事

第五款

一 競賃之賃主ニ而地所受取候ハヽ
解指セ一地區再賃之節ハ
最初之引續之儘ニ而差置
永借之者ニ而も大坂撰賃
士籍義ニ而も吟味之無
之事

第六款

一 地所ニ有之候樹木之事ニ付
料を競賃之自儘ニ而

第七款

一 地所貸渡候節書面ニ其旨書入、古借
ニ而も十日ニ而も引移ル文言ニ致置、
預人ニ而相対ニ而ハ懸合ニ而も地面ニ
ニ而も競候ニ而も再貸ニ而も勝手ニ
ニ而も勿論ニ候ニ付、古借ニ
ニ而も引移ル事ニ候ニ付、古借
ニ而も引移ル事ニ候ニ付、古借
ニ而も引移ル事ニ候ニ付、古借
ニ而も引移ル事ニ候ニ付、古借

第八款

一 地所貸渡候節書面ニ二軒借ニ而預候
事ー

第九款

一 地面引ニ付代價ニ而相対ニ而も連ニ
者ニ而も一ヶ年何程ニ地料ニ而
何ヶ年或ハ何月或ハ何日ニ
年ニ而ー 勿論何ニ付ニ而も代價

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34
ガラス使用

第十一款

一 死去又借之分ハ證書借受ケ一日ヨリ三年ノ
内ニ地面届ル事ニ候若シ三年ニ届ケ其
事故アル時ハ其ノ届ケ遅滞ノ日数ヲ以テ
其年賦ノ内ヨリ引去リ尚ホ引去リ不足ノ節
ハ其地面ヲ持ツ人ヨリ取立ル但古地面再
作ニ成ル迄ハ其地面ヲ持ツ借受ノ者ヨリ取
立ル事ニ候尤モ借受ノ者ヨリ取立ル分ハ
其地面ヲ持ツ人ヨリ取立ル分ニ不及事

第十款

一 雑穀ハ御國ノ外ヨリ入津ノ節ハ其時ノ
相場ヲ以テ御買上ケ可ニ成ル若シ其地面競借ノ
引届ケノ事ニ候ハヽ御買上ケニ不及ト雖モ
其届ケ引去リノ事ニ候ハヽ御買上ケニ成ル
事ニ候尤モ御買上ケニ成ル分ハ其地面ヲ持ツ
人ヨリ取立ル事ニ候

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34
ガラス使用

第十弐款

一 悪き漁猟之事を聞之候ハヽ地所ハ勿論十里之内ハ届る事一條

第十三款

一 地方貧窮之者ハ勿論一体ニ富之者ニ而も地面持之者ハ誰ニ而も漁猟致候ハヽ其地面ニ応し冥加金差出候事一條

第十四款

一 競合之漁猟地面ニ而隣境之者と欲ハ地所ニ拘ハらず入会ニ漁猟致候ハヽ其年之漁猟ハ不残入会ニ漁猟致候事一條

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』　請求記号 802-34

ガラス使用

一 古競賣ニ買主ニ於テ代價ヲ拂ヒ競賣ヲ取消ス事故有テ其競賣ヲ取消ス事ニ至ル迄ノ日數ニ應シ一日ニ付金一分ノ割合ヲ以テ地借ヨリ拂ヒ渡ス事

一 古競賣ニ買主ニ於テ代價ヲ拂ヒ競賣ヲ取消ス事故有テ其競賣ヲ取消ス事ニ至ル迄ノ日數ニ應シ一日ニ付金一分ノ割合ヲ以テ地借ヨリ拂ヒ渡ス事

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』　請求記号 802-34

ガラス使用

第十七

大坂開港觀劇書

五十二

大坂開港規則

第一則

一 居留地運上所ニ於テ外國船碇泊場ヨリ
相隔不都合ニ付安治川深川近
邊ニ運上所ヲ設ケ取建事

第二則

一 入港ヲ數ヶ所ニ定メ居留地運上所ニおゐて
可相請事

第三則

一輸出入荷物免状収税之儀ハ番所ニ而運上前可取斗ニ候得共輸入荷物ハ勿論仍而荷主より安治川運上所ニ而免状(免)申請及願出候ハヽ免状ハ番所ニ而運上不取斗ニ而可遣候輸出入荷物ハ安治川運上所ニ而収税之儀ハ番所ニ而ハ不取斗ニ候事

第四則

一輸出之荷物ハ勿論輸入荷物ハ安治川運上所出張役人ニ而陸揚ハ荷主より申請及願出候ハヽ免状ハ番所ニ而運上不取斗ニ而可遣候輸入荷物ハ無遅滞居留地波戸場ニ而荷主より直ニ船ニ積込居留地波戸場ニ而荷主より直ニ船ニ積込候事

但輸出之荷物ハ波戸場ニ而陸揚ハ安治川築造之儀ハ番所ニ而ハ不取斗ニ候事

一輸出之荷物ハ勿論輸入荷物ハ安治川運上所出張役人ニ而陸揚ハ荷主より申請及願出候ハヽ免状ハ番所ニ而運上不取斗ニ而可遣候輸入荷物ハ無遅滞居留地波戸場ニ而荷主より直ニ船ニ積込候事

但輸出之荷物ハ波戸場

ゝ悪敷返弁取押指

第五則

一 大坂港内川口ニ於テ風雨時ゝ風波有之通船私
船差留候事有之候ニ付テハ不得已事ニ候得共
無利ニ日数ヲ経候テハ荷主ノ難渋不尠候間
ゝテ入港ノ節ハ其ノ都度ニ船長ヨリ何月何日何時何十分入港
船入港ノ節ハ其ノ都度ニ船長ヨリ何月何日何時何十分入港
ノ条礼ヲ為ス可シ尤風雨ノ為メ通船正ニ出来ニ決シテ差戻ノ

但汽笛ヲ発ツル船舶ハ此ノ限ニ在ラス

（此ノ分各国公使ニ通知ス）

第七則

一 港内ニ里数ヲ定ム但汽船ハ此ノ限ニ在ラス

燈明ノ光ヲ以テ方向ヲ示シテ里数ヲ定メ標木ヲ立ツヘシ

第八則

一 外国船碇泊中港内ニ於テ取捨ノ事ヲ厳禁スルノ外相当ノ手続ヲ為ス者ハ各国領事ニ於テ処分ス可キ旨申政府ニ可ト雖モ特ニ定メ置ク所ノ厳重ノ規則ニ従フヘキ事

第九則

一 居留地ニ於テ輸出入荷物積卸シ候ニ付定メアル居留地ヲ除クノ外波戸場及ヒ岸上ニ下波戸場ヲ設ケ荷物ノ積卸ヲ為シ

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』　請求記号 802-34

ガラス使用

作者ヲ以テ扱荷目拂可取扱事

第十則

一 若商地内ニ於テ新ニ小波ヲ築キ其外ニ於テ荷物積卸ヲ為ス者有之候ハヽ其相当ノ運賃ヲ以テ扱荷目拂ヲ取扱フ事

第十一則

一 若商地并ニ所下荷物積卸ヲ為ス小波ニ於テ波ヲ輸出入ノ為通ス事

但相拒ム者有之候ハヽ別ニ取押金貳円ヲ出サシメ其場合ニ応シ裁判ヲ為スヘシ

第十二則

一 蒸氣船ニ為ニ将来ノ港外其國君主ヨリ船長ヲ可許出ノ旨ノ通信可有之事

但本船乗士ヲ始メ乗組ノ者ニ至ル迄

第十三則

一 日曜日ゟ勿論休日奉國祝日參被ゟ休業ハ
輸出入を不免其御都合ニ而
鑑を以て願出ニ仍ら日奉ニ於ゐ休業左ニ通

四月二ケ日
同 七 日
三月三 日
五月五 日
六月廿五日

七月七日
同 十四日ゟ
十六日迄
八月朔日
九月九日
同 廿二日
天皇御誕生
十二月 廿七日ゟ
筭ノ迄

筭十四則

一 右筭十三則ニ休業除ニ外西暦毎ノ十月迄

当ル第九号ノ外ハ四字ヨリ次ノ内入出港ノ数ヲ要用ノ外
扱事

但非常除時大事件ノ分ハ右制限次ノ扱事

一切要智不致取扱事

第十五則

一 荷物輸出禁制ノ日本開港地ヨリ荷物輸出ノ節ハ預書ヲ以
ノ節ハ預書ヲ以

朝設ノ内貢港於運上取差免ノ外陸揚候書
持参致差貢朝設港陸揚候書不致持参
節ハ貢荷物ノ価ヲ奉政府ニ厳重ヲ納
候候書為差出ノ上輸出ヲ相免事

但長崎横濱六十日設箱館新潟六ヶ月設

第十六則

一 取扱ノ荷物破却ノ
二十四字間ヲ置ニ
ノ荷物別蔵庫ニ納

定則之庫安之名亦之事

第十七則

一 多量之火薬之類倫到之性燥發之品ハ居留地
内之陸揚之ハ勿論運上所ニ貯之免許之備庫之名ニ而
假設之所ニ於之ハ天保山最場内火薬庫ニ
つ而ハ取扱之ハ不苦ニ而定事

但右庫之和領ケ度之者之運上所ニ而許出ル
之取出ル之も準之

右之日本慶應四辰年七月十日洋暦千八百六十
八年八月十七日大坂運上所ニ於テ九ヶ国之人名懸候後
ニ上印形取替之ものとも六ヶ月を経ニ候節ニ不宜ケ
条之各國公士日本政府之役人ら集會ニて
異存無之ニ付条之奇得改者也

英國公士

アイエフラウリ

同國副公士

ロベツソン

米國公使

スコットステワルト

佛國副領事

レック

蘭國副領事

ビストロユス

孛國副領事

イウルス

日本大坂府権判事兼
外國官権判事

五代友厚

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

第十八

大阪表外國人居留ニ関スル規則

第一條

大阪ハ開港場ニ加ヘラレ外國商船等碇泊ヲ
ユルサレ尤外國所持ノ荷物ハ即チ條約附録ノ
通規則ニ隨ヒ兵庫ニテ改ヲ受ケ同所或ハ他ノ
開港場ニテ輸入稅ヲ納メサル上ニ非レハ大
阪ヘ陸揚ヲヘカラス且大阪ニ於テ輸出稅ヲ取

立ろ事を要するに至ら迄當分の内外國人大阪
より輸出する物産も兵庫運上所にて改を受け
輸出稅を納めさる上ならさるを同港よ
て外國へ積込むへからさる事
第二
本書附録の規則并條約附録の更易規則に隨ひ
日本人或ハ外國人所持の荷物運送舩引舩或ハ
乘合舩等帆前蒸氣の差別なく大阪と兵庫の間
を往復をへし
第三
大阪在留外國人左に記せし境界の内遊歩勝手
次第たるへし即ち南ハ大和川を界に舟橋迄登
夫より教興寺村佐田迄横切境市中ハ大和川の
外なれとも遊歩を免さゝる
但し大阪より兵庫の往復路筋ハ京師を去る
事十里を以て限りとし外國人ハ大阪表より

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34
ガラス使用

かて海陸往来をる事日本人同様差障りなら
るへく
第四
右の件々ハ六ヶ月試みの上尚再議をへく時宜
次第其以前とも再議をへく

第十九

大阪と兵庫の間引船荷物運送船并外國人乗合
船を設る規則

第一條
都て引船荷物運送船或ハ乗合船等無て日本長
官の免許状所持せさるもの之大阪と兵庫の間
往復なるへき事
第二條

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』　請求記号 802-34
ガラス使用

免許状願出候者有之節者兵庫奉行と其節のコンシュル取調の上免許状可相渡右免許状ハ双方國語を以て舩の模様等委敷書加へ兵庫奉行より相渡ーコンシュルの奥印居へ届き事

第三條

免許状差出候てより一ヶ年ヲ過き奉行并コンシュル勘考の上免許と差留へきや亦ハ再應差出へきやを取極むへし尤最初ハ勿論其後免許状相渡候都度々手數料として一トンヨ付金一歩ツヽ日本政府へ可納事

第四條

運送舩ハ荷物積込の上舩口へ水入八尺以上の舩ハ免許状相渡へからす

第五條

免許有之舩へ役人ヲ為乗組候事或ハ大阪兵庫の間往復の時役人差副候事ハ都て日本政府の

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34
ガラス使用

勝手たるへき事

第六條

兵庫ニ於て免許有之候船へ荷物積込候節ハ其品ニ寄税濟證文或ハ無税證文ニ其持主ヨ差副へ若證文ナキヨハ大阪ニ陸揚せんとするもの有之ニ於てハ時宜次第取上へき事

第七條

大阪或ハ兵庫ニおゐて免許有之候船へ荷物積込陸揚の義ハ日本政府より差圖せし波戸場或ハ其為ニ日本政府ニ於て免許有之候傳馬船ニ限るへき事

第八條

免許在之候船等ハ大阪と兵庫の間ニ荷物或ハ人ヲ運送し幷ニ牽船の外何の用向たりとも用ゐへからす且海上ハ外國船亦ハ日本船或ハ陸揚等寄り附へからざる事

第九條

免許を得たる船ゟ乗組の外國人船長ヲ除さの外水夫等ハ大阪ゟ於て上陸する事ヲ許さゝ

第十條

此規則或ハ追て可取極の規則を違背するものゝらゟ免許状取上るのみならず其コンセルへ兼て其本國政府より士民として諸條約を守らしむる為ゟ與へられし〳〵權を以て罰をへき事

兵庫大阪外國人居留地々面競賣ヶ條

一條

繪圖面數枚宛設置後日の證とし〳〵兵庫大阪両地御役所并各國コンセルエル出張所ゟ奉行印形居置の寫一枚宛を差置へし〳〵競賣の義ハ一番屋敷を始とし〳〵番附の次第を追々追て不残せらしむべし〳〵

第二十

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

二條

せり直段高直の方へ必賣渡をへ〳〵若せり高同
等の者有之候ハヽ猶改て右同等の者共をして
せらしむへし

三條

兵庫地面上中下三等ゟ分ち元地差別則左の通

上　一坪ゟ付　――
中　一坪ゟ付　――
下　一坪ゟ付　――

且上中下明白なるゟふ繪圖面を引へし大坂地
面ハ別段ゟ分別不致元代差等無之則左の通

一坪ゟ付　――

四條

買手の人ゟハ高聲ゟて直附致をへし競増金高
の義ハ一坪ゟ付金一分の五分ゟ少からさるへ
し賣人或ハ自己の為或ハ他人の為直付買入て

原ノマヽ

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

事なるへうらけ落槌の節賣人買手の性名ハ高聲ゟ唱なり早速帳面ゟ留前ゟ限るへ〳〵且追々地券を認渡ゟ時ゟ右買人の名前ゟ限るへ〳〵

（ママ）

五條

落槌の節未た次の屋敷をせり賣ゟ出さゝる内買手ゟり内金として金百両其場ゟて可相納是ハ追〳〵地券差渡時ハ差引勘定可致若右金子早速不相納者ハ破談ゟ相極め次の屋敷をせり賣ゟ不出内改て別人ゟせらしむべし〳〵

六条

地券ハ別紙の通相認むべし〳〵右日附ハ千八百六十八年三月一日ゟ相渡様用意可致右ハ地券ゟ書入る名前の當人へ可渡ハ勿論ゟ候得共請取ゟ罷出候ゟの買取或ハ請取權を授り〳〵代人の證書ゟ持参り或ハ其外證據可為事ゟ顯さゝ其ゟのへ渡事不苦尤右の其證書或ハ其節コン

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

エル印形居へ置有の冩を日本役所へ可相納若
同年三月十五日迄ゟ買更候事を金ゝ了せさる
者ハ破談ゟ相極メ次ゟせり賣有之節ハ改て別
人ゟせらしめ既ゟ納の内金ハ日本改府へ取上
へし

七條

地券差渡時ハ手數料として金五両可納

八條

沽
活券金の外ゟ夫々屋敷の持主ゟり永久日本政
府へ可納地代ハ左の通り

兵庫　一坪ゟ付　一
同　百坪ゟ付　一
大阪　一坪ゟ付　一
同　百坪ゟ付　一

右ハ前金まて毎年西洋三月一日親しく其筋日
本役所へ可相納

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34
ガラス使用

九條

右地代の外居留地取締入費等時宜次第毎歳可相納尤是ハ一坪ヨ付金一歩の三割ヨ不可過

十條

條約濟外國人民ヒ乙る證據無之ときハ地券等相渡事不可有之候

地券案

金一兩一受取申候右ヨ付余日本政府の代りとして何某へ兵庫大阪公けの繪圖面通り幾百坪有之第幾番屋敷永久貸渡事實正なり右貸渡せ一ケ條ハ左の通り

千八百六拾八年一月日　日本政府と外國諸公使と取替せ一ケ條書第四ケ條ヨ隨ひ一坪ヨ付金一割地代惣高一毎年西洋三月一日ヨ當り無相違可相納且右ケ條書第八ケ條ヨ隨ひ同所奉行并各國コンシエル相談の上取極め

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

〳〵居留地取締入費として――無相違可相
納但一坪ゟ付金一歩の三割を不可過且右等幾
番或ハ一部の地日本と條約を取結ひ〳〵外國人
氏を除くの外他人へ譲るへうらひ且譲る時ハ
必双方のコンシエルゟ届出〳〵コンシエルゟ日
本政府へ通達可致
右ヶ條の内違背有之時ハ日本政府ゟ其コンシ
エルへ届出〳〵右持主の本國法度ゟ隨ひ過金等
戻取立へ〳〵依て地券二枚相認一ツハ借主ゟ渡
置一ツハ右奉行所へ和とをなをへ〳〵
地名年月日

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34
ガラス使用

第二十一

越後新潟佐島規則

第一條

日本政府ハ貿易の用ニ給する為佐州夷町の内ニて相當の貸網家と取建船来貨物と積置ゐむべく尤日數三十日の間ハ敷料と取建さる事

第二條

料

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

新潟と夷港の沖ゟ碇泊ゟる高船のた処相應の
端舟と備置右兩所ゟ於て荷物を陸揚又ハ船積
せしめ且新潟と夷港の間ゟ往来ゟる端舟とも
設けて荷物無恙運送せしむへしいつれも相當
の賃銀と取立へき事

第三條

新潟と夷港との間と自由ゟ渡船せしむるゟめ
日本政府ゟて蒸氣船と備置往来のり并荷物
と運送し又ハ荷積の端舟を引ゥ志むへし尤相
當の賃銀を取立為き事併ゟ外國人所持の蒸氣
船或ハ端舟と以て右所用ゟ充る事

第四條

若し夷港海岸ゟ於て荷物揚卸不便なる節ハ日
本政府ゟて夷町の後ろゟ通ずる湖水と海手より
往来の通路と開くべき事

第五條

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34
ガラス使用

日本政府より新潟川口邊傍ら相當なる燈明臺
を取建第一等の光を點し且水戸口ら標木或ハ
浮木を備へて出入自在ならしむるへき事

第六條

新潟於て他の開港場同樣貸納屋を取建且荷物
揚卸と便利よせんため揚場を取建へき事

第七條

新潟并夷港の市中よおゐて日本人と相對よて
旅宿住居并倉庫を備り又ハ買入或ハ正當ある
所用のため免地面を備更る事勝手次第たるへし
左別よ居留地を定めし
但し外國人地所を借更家廣狹ハ新潟よ於
て東北ハ海面并川筋を限り西南ハ當今奉
行の支配所傍よ抗ける場所を限りとし田
畑其外政府よ年貢を納る地ハ相對を不許
前廣奉行所申立免許を受へし

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』　請求記号 802-34
ガラス使用

第八條

條約濟各國の人民遊歩期程新潟ハ奉行所より
各方ゟ凡十里と限るといへとも其山川の都合
ニよりて定むへし佐渡ハ全島其限程を不立へし

運上所法則

一外國舩入港いたし候ハヽ運上所士官一人即
刻其舩へ來意尋問のため罷越可申事
但し此士官ハ入津の舩注進の士官得相心
可申事。

一外國舩當港ゟ碇泊の上其國の岡士館へ届の
手數致舩目錄差出岡士ゟの請取書并積荷目

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34
ガラス使用

録并手數料として洋銀十五枚と運上所ゟ特
参いたし候ハヽ書類ハ其儘預り置洋銀の請
取差遣し可申事
但し出港の節ハ洋銀七枚右舩長ゟ相納候
筈ゟ付其節も前書と同様請取可遣事
一居留外國人ゟ入港の舩々ゟ荷物陸揚の儀願
出候ハヽ積荷目録ゟ引合せ其上ゟて免状可
遣事

但し荷物一應運上所前ゟ陸揚為致改之役
人荷物改濟の上本人へ相渡可申事
一居留の外國人荷物陸揚の儀願出候ハヽ其荷
物逐一相改且又其價等不相當の儀申出候ハヽ
其時ゟ直段附上ヶ運上取立可申事
但し外國人ゟ直段附上ヶ候節其儘賣渡候
節運上所ゟ買上可申事
一外國人荷物運上可借庫入の儀願出候ハヽ其

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34
ガラス使用

節荷物藏入候折請取書遣置藏出の節藏數取
立可申事
但し藏入の節手數料として一歩銀一分ツヽ取
立可申事
一運上金取立の儀ハ新定税目ゟ隨ひ輸出輸入
の物品の定税取立可申事
一日本商人ゟ外國商人ゟ品物買取約定日限取
極遲延ゟ及候ゟ又ハ品物の約定の時期ゟ直
段相違等ゟ起る訴の件ハ一應税關士官ゟて
吟味の上急速裁斷難決諸件ハ御役所ゟ
ゟ相廻し候樣取極候事

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34
ガラス使用

各國公使ヨ國許政府ノ代人何某ト今度取替セシ八ヶ条書ヲ以テ既ヨリ外國交易ノ爲兵庫開港大阪開市日本政府ヨリ約セシ八ヶ条書ヲ附錄ス

第一

兵庫並ヨ大阪外國人居留地ヲ四月日本政府ヨリ申渡セシ八ヶ條書ヲ附屬ス

圖面ヲ添ヘ其段及改テ舊圖ヲ引
換ヘシメ此ノ條書ヲ以テ舊圖ニ
附錄シ

第二

日本政府ハ兵庫居留地ヲ收メテ
拾六萬九千六百八拾壹圓ヲ大阪
ニ一萬五千八百七拾二圓三歩ヲ
定メ右兵庫居留場年々地代ヲ惣
六千二百六圓ヲ大阪ノ義ハ三千百
三圓三歩右ノ通諸普請第ニ下水

溝修覆掃除當夜燈第ニ日本政府ニ
納當ル地税ヲ惣テ兵庫ニ於テ道路
橋梁燈臺修覆ノ費ニ充ツヘシ

第三

日本政府ハ兵庫ノ諸條書ヲ載セタル
地税ヲ納ルヲ以テ道路橋梁水溝修復
燈臺殘修覆ノ費ニ充ツヘシ第四條ニ
いうとゝり旦兵庫ニ於テ常夜燈百六
拾壹大阪ニ於テ七拾壹箇夜燭ヲ
一

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』　請求記号 802-34
ガラス使用

第四

無庫居留地ニ――一區ヨリ内ニ坪数……坪但一坪ニ付元代金何程年
数……ヲ地税何程旦場所ノ善悪ニ依テ價ノ
相違有ル故ヨリ公ケノ繪圖ヲ二等ニ分チ
上等ノ元代金ハ二百中等ハ二十五百ヲ以
下等ハ一百一歩ニ付水溝掃除常夜
燈ノ入費ヲ場所ヨリ差別ハセシメ付
都テ地税同様ナリ――右居留地

――坪ヲ以テ数ヘ坪数――坪ニ付テ一
坪ニ付元代ハ何程地税ハ何程
　第五
外國居留地ニ面雑貨ノ義ハ左ノ条
書ニ付テ雑貨ノ法則ヲ施ス
尤無庫雑貨ハ来ル西洋二月晦日ヨリ
相始メ数ヘ地面ヲ石残セラルヽ
大阪表ヨリ貨ハ来ル西洋二月十日ヨリ
相始メ数ヘ地面ヲ石残セラルヽ

第十
せり賣殘りの品ハ追て日本政府と和
國公使と相談の上一ヶ度又ハ二ヶ度せり
まつ一兵庫表元代金両洋銀にて賣渡
せり再度せり賣の日限ハ三ヶ年
一割の利息の割合を以て買ふて
第七
其五月石替せ一ヶ条第六ヶ条まて
條渡の金高日本政府まて要せ一金
高ゟ越ゟ時ハ其差引金日本政府
取扱つき約束の處兵庫居留地石設ゟ
ゟ依て異せ一金高利息の損失とそ地
取扱ふ為前ゟ速一金居留地商
人一同の積金と致して此積金の詰掛ハ
追て日本政府と外國公使と利談の上
取極て
第八
兵庫并大阪和國人ゟ居留地石築費

とを受ひらかの年と一坪ニ付金一歩の
三割を以て其金高を持てより納むへき
事を地券ニ書載ひて取締人数并ニ
入費ニ当る毎年奉行并ニ和同司法相
談して取捨免除等を採用ひて一旦右
取締人数の職務ニ已ニ日本政府と
各國公使と取締ひし一横濱取締の法
則ニ照ふて一

第九

日本政府ニ於て兵庫大阪両居留地
石垣上陸場修復ひ一旦上陸場竝
寄の海河を浚ひ等ニ当て一

第拾

下水溝ハ要として兵庫ニ一萬五千
八四千四拾三両既ニ取除置て有
両奉行両所各國コンシュル并同ニその城
丈ケ直ニ右下水ニ当を設く一

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

十

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

中将

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

一

運送私共規則

神奈川運上所ヨリ清水港迄運送私共ノ儀ハ神奈川ヨリ東京府迄ハ陸送ニ相成候間運上所ヨリ程銀御渡シ相成候ニ付テハ別段御届ニ及ハス候得共清水港ヨリ東京府迄運上所ヨリ程銀御渡シ相成候ニ付テハ清水港ニ於テ荷物ヲ改メ運上所ヨリ御渡シ相成候程銀ノ内ヲ以テ荷物ノ儘積船ニ而運送致シ候事

但神奈川ヨリ程銀御渡シ相成候荷物ヲ清水港ニ於テ荷物ヲ改メ運上所ヨリ御渡シ相成候程銀ノ内ヲ以テ荷物ノ儘積船ニ而運送致シ候事

右之通リ御触書ヲ以テ被仰渡候間其心得ヲ以テ取扱ヒ可申候

辰十月

東久世中將

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

一 東京府ヶ神奈川府ヶ申上ル物も
　　勿論のもの〻ハ東京府ヶ運上所ヶ届ケ運送船ヶ積込ム時ハ
　　運送船ヶ積込ム時ハ其ヶ都度ヶ改ヲ受ケ
　　ル事ニ付図面ヲ以テ陸揚及ヒ船積ヲ願ヒ出ル事ニ
　　相成リ候ニ付テ

一船運賃米その他物品運送ニ付テハ其運賃ハ
その都度ニ定メ運送ニ着スルヲ待テ
荷主ヨリ支払フヘシ
但神奈川府ニ於テ納税ノ為メ東京府ヨリ
神奈川東京府ヘ書面ヲ以テ納税
ノ為メ入合セヲ乞フ時ハ其
ノ事ヲ文ノ如シ

一運送船東京府神奈川府往返ノ毎度
積荷目録ヲ以運上所ヘ届ケ出ヘシ
右積荷

ノ内ヨリ密売ノ品有之
時ハ運賃ハ勿論船
荷ハ没収ノ事
一運送船出帆ノ節ハ右ノ
上荷ヲ運上所ヘ届ケ積荷員数ヲ
ヘ届ケ出ヘシ
但シ船ヲ捨テ逃去ル者有之
時ハ其船ヲ没収ノ事

一御条目ニ背キ候ハヽ
船員従犯ノ事ニ
テモ船ヲ没収ノ上
ヲ船書ヲ分ケ帰士官
指出シ以後ヲ有之
ヲ平ノ仕判ノ事

一運送船出帆ノ節ハ右判形ノ
上荷ヲ運上所ヘ届ケ積荷員数ヲ
ヘ届ケ出ヘシ
但シ船ヲ捨テ逃去ル者有之
時ハ其船ヲ没収ノ事

御条目ノ趣ヲ相背
候ハヽ

収納ノ事

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34
ガラス使用

内則

一 神祭ノ前ニ免許ヲ受ケ運転ヲ始メ規則ヲ守リ乗客ニ対シ親切ヲ旨トシ運転ヲ為スヘシ

一 東京府庁ニ届出テ東京府庁ヨリ免許証ヲ受ケ運転ヲ始メ外国人ヲ運転ヲ為サシムル神祭ノ前ニ免許証ヲ携帯セサル者

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

十四

送り状案

一	金帛	行嫌	切押
一口	書籍	行嫌	切押
一	物荷	行嫌	切押

右之通受入事実有之候也

行書

運送私儀行嫌有之候

紀伊守殿 御役所

四月 日

行嫌

江戸在勤

1748

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』　請求記号 802-34

ガラス使用

十五

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

一 開港の場所において外国人と取引の儀は、
奉行の指揮を受け取扱うべき者に候えども、
外国人居留地内町人共外国人へ
為売渡候為替証書
為引渡候為替証書
為受取候為替証書
為振出候為替証書
為裏書候為替証書
為引受候為替証書
為拂渡候為替証書
為受取候為替証書
為振出候為替証書
為裏書候為替証書
為引受候為替証書
為拂渡候為替証書

一 開港中不正の取引これあるやの風聞これあり候節は、
奉行所の役人へ申立吟味これあるべく候。
もっとも外国人へ対し候儀は、
奉行の指揮を受け取扱うべき事。

一 開港の場所において外国人と取引の儀は、
奉行所の役人へ申立吟味これあるべく候。
もっとも外国人へ対し候儀は、
奉行の指揮を受け取扱うべき事。

一 開港中不正の取引これあるやの風聞これあり候節は、
奉行の指揮を受け取扱うべき者に候えども、
外国人居留地内町人共外国人へ
為売渡候為替証書
為引渡候為替証書
為受取候為替証書
為振出候為替証書
為裏書候為替証書
為引受候為替証書
為拂渡候為替証書
為受取候為替証書
為振出候為替証書
為裏書候為替証書
為引受候為替証書
為拂渡候為替証書

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』　請求記号 802-34
ガラス使用

一

一

一

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

一外国人ニ限ラス内地ヲ旅行スル者ハ一切ノ事件ニ関シ
不都合ノ申立ヲナシ又ハ事件ニ関シ不都合ノ申立ヲナス者ハ
勿論其事件ニ関係ノ有無ニ拘ハラス厳重ニ処分スヘシ

一外国人ニ対シ
不敬ノ言語ヲ発シ又ハ
粗暴ノ所為ヲナシ又ハ
其ノ旅行ヲ妨ケ
又ハ
ノ

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

802
34

東京運上所

国立国会図書館　タイトル『諸規則留』 請求記号 802-34

ガラス使用

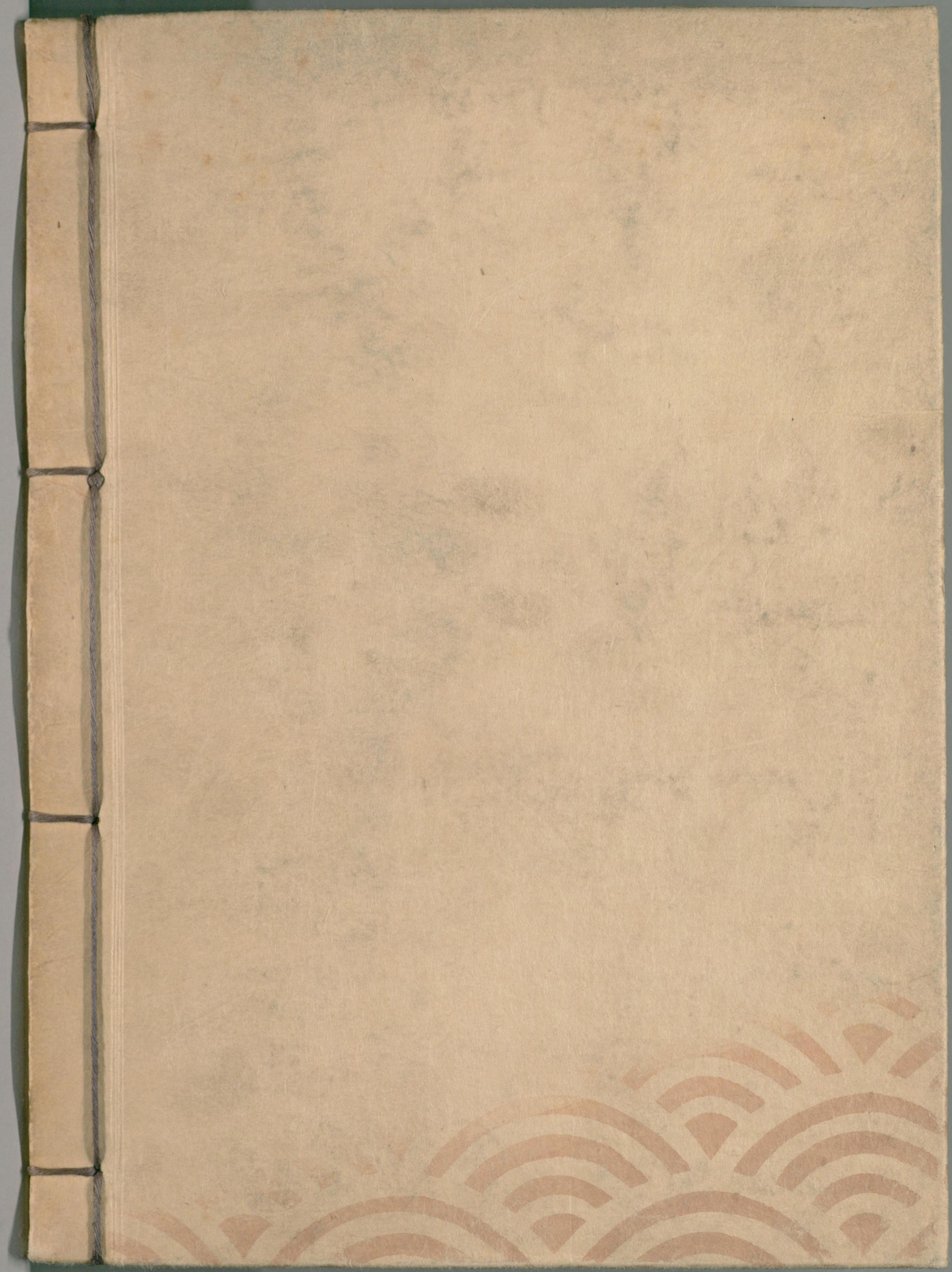

国立国会図書館　　タイトル『諸規則留』　請求記号 802-34

ガラス使用